

## 米子市下水処理施設包括的維持管理業務共同企業体協定書（案）

### （目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）米子市下水処理施設包括的維持管理業務（以下、単に「業務」という。）の受託
- （2）前号に附帯する業務

### （名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を米子市〇〇町〇〇番地に置く。

### （成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和7年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

### （構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

- （1）所在地〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 会社名〇〇〇〇
- （2）所在地〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 会社名〇〇〇〇
- （3）所在地〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 会社名〇〇〇〇

### （代表構成員の名称）

第6条 企業体は、〇〇〇〇を代表構成員とする。

### （代表構成員の権限）

第7条 企業体の代表構成員は、業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次のとおりの権限を有するものとする。

- （1）発注者、監督官庁等と折衝する権限
- （2）委託料（前払金及び部分代金を含む。）の請求に関する権限
- （3）受領及び企業体に属する財産を管理する権限

### （構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- （1） 〇〇〇〇 〇〇%

(2) ○○○○ ○○%

(3) ○○○○ ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

#### (運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員から構成される運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の企業体の運営に関する基本かつ重要な事項について協議の上決定し、業務を適切に履行するものとする。

#### (構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

#### (決算)

第12条 企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

#### (利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

#### (欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

#### (権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

#### (業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分

割し、これを第8条第1項に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した後の金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処償)

- 第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

- 第19条 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後の業務不適合)

- 第20条 企業体が解散した後においても、当該業務に不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、各構成員がそれぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

代表構成員

構成員

構成員